

国土交通省 北陸地方整備局

富山河川国道事務所

Toyama Office of River and National Highway

記者発表資料

令和 6年10月23日 配布:県政記者クラブ

扱い:配布後解禁

国道41号で不法占用パトロール

~不法占用物件を是正~

- 道路の安全かつ円滑な交通の確保を図ることを目的に、国道41号富山市内の約4.9 km区間の不法占用パレロールを行います。
- 不法占用物件(日除け、看板等)の管理者に、撤去又は占用許可申請をするように指 導します。
- 不法占用物件は、歩道を狭めるなどして道路の安全な交通に支障を及ぼすため指導 を行っています。

く実施概要>

日 時:令和6年10月25日(金) 午後13時30分より(約1時間程度)

小雨決行、荒天延期 (予備日令和6年10月30日(水))

とやましいまいずみ たなかまち 場 所:国道41号 富山市今泉~同市田中町の歩道

約4.9km区間

【不法占用物件計測状況】



【個別訪問状況】



お問い合わせ先

道路管理第一課長 橋本 嘉雄 TEL:076-443-4722 (直通)

FAX: 076-443-4723

国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 TEL: 076-443-4701(代)(夜間•休日)

〒930-8537 富山市奥田新町2番1号

パレットとやま

最新情報

HP https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/

X(IBTwitter) https://twitter.com/mlit_toyama









YouTube https://youtube.com/@mlit_toyama [事務所HP] [X(旧Twitter)][YouTube] [Instagram] Instagram https://www.instagram.com/mlit_toyama

X(旧Twitter)等の映像・画像は報道資料として使用可能です。使用においてはクレジット表記をお願いします。

位置図 ∞ 富山駅 富山市田中町 2班 2. 5km 稲荷町駅 41 3 双代町交差点 富 長江 集合場所 城址公園前交差点 (富山市総曲輪) 1班 2.4km 大泉 方 秋吉 布瀬 11 富山市今泉 今泉 今泉南交差点 越 朝菜町駅 堀 富山1 CL 赤田 黑崎 小杉駅 出典:国土地理院ウェブサイト

(地理院地図を加工して作成)

道路上を占用する場合は許可が必要です。

●許可できるもの

突出看板 (1事業所2個以内) 1.0m未満 道路境界 ※2 2.5m 以上 車道 歩道 ※1 歩道の無い場合は4.5m以上 ※2 サイン式は不可

日 除 け 1.0m未満 道路境界 2.5m 以上 建 物

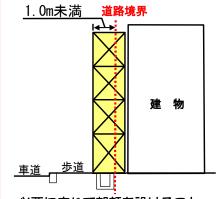
※1 歩道の無い場合は4.5m以上

車道

投光器 1. 0m未満 道路境界 ※1 2. 5m 以上 歩道

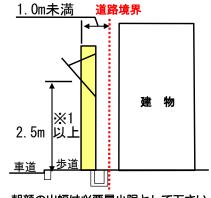
※1 歩道の無い場合は4.5m以上

工事用足場



・必要に応じて朝顔を設けること

工事用板囲い



・朝顔の出幅は必要最小限として下さい。 ※1 歩道の無い場合は4.5m以上

●許可できないもの

路面に直接置くものは 許可できません。



自動販売機、のぼり旗、置き看板、 立て看板、商品置き場、など

道路占用Q&A

Q なぜ許可が必要なの?

A 道路は、国民共有の大切な財産であり、公平に使わなければなりません。 そこで、道路法では、道路の上空であっても、特定の人が「継続して道路を使用しようとする場合は、許可を受けなければならない」と定められているためです。

(道路法第32条 道路の占用)

Q なぜ高さが 2.5 m以上必要 なの?

A 歩行者が安心して通行できる高さは 政令で2.5mと定められています。 (道路法施行令第10条)

Q 許可を取らなかったらどうな るの?

A 道路法の違反として処罰されること があります。(道路法第100条)

Q お金はかかるの?

A 道路を本来の目的以外に利用される場合、占用料がかかります。土地を借地された場合の借地料と同様です。 (道路法第39条)

Q 占用料は何に使われるの?

A 道路の維持、管理や道路の建設など に使用させていただいております。

占用許可申請の手続きについて

)窓口・お問い合わせ(裏面の最寄りの出張所へご連絡ください)

道路占用 許可申請

(道路法第32条)

道路占用許可 占用有効期間が 指定され 許可条件が 付されます。

納入告知書 占用料金と 納入期限が 指定されます。

道路占用料 納入 納入期限は 許可日から

20日 以内です。 工事完了届 (検査)

北陸地方整備局ホームページ ※ホームページでも詳細が分かります。

https://www.hrr.mlit.go.jp/road/senyou/main.html

|電子申請について

インターネットを介しての電子申請も可能です。

- ①電子申請の優れている点
 - ・申請書提出、許可書受取の都度、道路管理者の窓口まで往復することが不要となるばかりでなく 24時間提出も可能となります。
 - ・申請データの保存、再利用の促進により、同種申請における申請書作成が容易になります、
- ②対象物件

道路法第32条第1項第1号及び第2号に掲げるもののうち、以下の物件

- ・日除け、看板、足場その他これらに類する物件
- ③対象道路

全国の直轄国道(国が管理する国道)

※但し、政令指定都市域内の国道、市道及び東京23特別区の国道、都道、区道を除きます。

道路占用システムホームページ https://www.doro-senyo.go.jp/top/

許可内容の更新又は変更

占用期間の更新 (看板の占用有効期間は5年です)

占用期間の満了前に、「道路占用期間満了通 知」(郵便往復ハガキ)が郵送されますので、返 信ハガキ「道路占用許可申請書(更新)」に必要 な事項を書き込み返送して下さい。

(返信ハガキを返送されない場合は、占用期間満 了後不法占用となりますので注意して下さい。)

占用物件の撤去又は住所等の変更

占用物件の「撤去(自費負担)」「住所・申請 者名称の変更」「権利承継」をされる場合は、占 用を申請された出張所で「道路占用廃止届」「住 所等変更届」「権利承継」の手続きをして下さい。

占用物件の変更

占用物件の増設や移転・形状や寸法の変更をさ れる場合は、占用を申請された出張所で「道路占 用許可申請書(変更)」の手続きをして下さい。

▶道路占用料の納入について

納入手続き

受け取った納入告知書に現金を添えて、最寄りの 銀行・信用金庫(郵便局は不可)の窓口へ。 占用料は1年毎1年分の一括前納です。 なお、前納された占用料は、許可期間中に

撤去・廃止をしても返納できません。

占用物件	第三級地	第四級地
看板 年額㎡あたり	1,800円	870円
日 除 け 年額㎡あたり	1,000円	850円
授 光 器 年額㎡あたり	1,000円	850円
工事用足場・仮囲い 月額㎡あたり	180円	87円

- ・第三級地 富山市・高岡市・魚津市・滑川市・黒部市・射水市・舟橋村 ・第四級地 氷見市・砺波市・小矢部市・南砺市・上市町・立山町・入善町・朝日町
- ・占用面積は0.01㎡未満は切り捨て
- ・道路占用料は1円未満切り捨て

●道路占用の窓口・お問い合わせ先



路線別指定区間			
出 張 所 名	路線名	区間	
富山国道維持出張所	国道8号	富山市水橋二杉~高岡市下石瀬	
富山国追離好山坡別	国道 41号	岐阜県飛騨市神岡町谷~富山市金泉寺	
高岡国道維持出張所	国道8号	高岡市下石瀬~石川県河北郡津幡町九折	
同凹凹型型框对山坡的	国道156号	砺波市庄川町小牧~高岡市上四屋	
黒部国道維持出張所 国 道 8 号		下新川郡朝日町境~富山市水橋二杉	
能越国道維持出張所 国道160		氷見市脇~高岡市四屋	
化透色过程的过去分	国道470号	氷見市脇~高岡市池田	









- 道路交通法、屋外広告物条例、その他関係諸法令等も遵守しましょう。
- トンネル、橋やその付近など、設置が認められない場合や、構造、色彩などで認められない場合もありますのでご注意ください。
- ・許可されても、将来の道路工事等で支障となる場合には、移転又は撤去 して頂くことがあります。この場合の移転又は撤去費用は設置(占用) している人の負担となります。

道の相談室

道路に関する質問、相談にお答えします。対象地域は新潟県、富山県、石川県の全域です。

TEL 025-280-8880

北陸地方整備局に繋がりますので、「道の相談室」にと伝えて下さい。

FAX 025-280-8938

受付時間 平日AM9:30~AM12:00 PM1:00~PM5:00

https://www.hrr.mlit.go.ip/road/soudan/main.html